

盛岡市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 20 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 26 年 11 月 28 日付け 26 盛監第 83 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 商工観光部及び建設部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

26 盛商工第 54 号
平成 26 年 12 月 24 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 11 月 28 日付け 26 盛監第 83 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 商工観光部商工課）

補助金の交付に当たり、事業の履行確認を年度内に行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

補助金の交付対象となる事業費について、補助金を交付する年度内に履行確認を行うよう所属長及び課員全員に指示した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、交付先団体の決算審議を待って補助金精算書を提出させていたことによる。今後は、交付先団体に対し補助金精算書を補助金交付の年度内に提出させるとともに、その履行を年度内に確認することとする。また、職場内研修等を通じ、適切な事務の執行に関する相互確認を徹底し、再発の防止に努める。

26 盛立第 94 号
平成 26 年 12 月 25 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 11 月 28 日付け 26 盛監第 83 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（商工観光部 企業立地雇用課）

補助金の交付に当たり、事業の履行確認を年度内に行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

補助金の交付対象となる事業費について、補助金を交付する年度内に履行確認を行うよう所属長及び課員全員に指示した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、交付先団体の決算審議を待って補助金精算書を提出させていたことによる。今後は、交付先団体に対し補助金精算書を補助金交付の年度内に提出させるとともに、その履行を年度内に確認することとする。また、職場内研修等を通じ、適切な事務の執行に関する相互確認を徹底し、再発の防止に努める。

26 盛道管第 173 号

平成 26 年 12 月 24 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 11 月 28 付け 26 盛監第 83 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（建設部 道路管理課）

業務委託契約に当たり、誤った完了報告書を受理している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

複数による書類確認を行うよう、担当職員及び上司を指導した。

また、契約受託者に対し、完了報告書の誤りを説明し、契約内容の再確認を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、完了報告書の審査不足及び契約受託者に対する説明不足が原因であった。

今後は、完了報告書の審査は、副担当者を定め二重に審査するとともに、契約締結の際には、契約受託者に対し、契約内容を十分に説明を行い再発防止に努める。

26 盛道建第 296 号

平成 27 年 1 月 27 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 11 月 28 日付け 26 盛監第 83 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（建設部 道路建設課）

行政財産の目的外使用許可の証明書の交付に当たり、手数料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

行政財産の目的外使用許可の証明書の交付に当たり、盛岡市手数料条例の遵守を徹底するよう決裁権者及び課員全員に指導を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

盛岡市手数料条例認識不足による誤った事務執行を行ったことが原因であった。

今後は、各種事務処理についての職場内研修を行ないながら適切な事務執行に努め、相互確認を徹底することにより再発防止に努める。